

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく特定研究開発等計画の変更認定について

中部経済産業局は、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（中小ものづくり高度化法）に基づく特定研究開発等計画の変更認定を平成 24 年 11 月 9 日付けで行いました。

中小ものづくり高度化法は、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を支援することにより、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図ることを目的としています。

中小企業者は、単独又は共同で、特定ものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用に関する計画（特定研究開発等計画）を作成し、中小ものづくり高度化法の規定に基づき、経済産業大臣（経済産業局長）の認定を受けることができます。

今回の変更認定件数は 2 件です。なお、今回は、新規認定はございません。（*変更認定案件の概要については「別紙」を御参照下さい。）

- 「特定研究開発等計画」の認定を受けることにより、戦略的基盤技術高度化支援事業、中小企業信用保険法の特例、特許料等の特例等の支援措置を受けることができます。
- 特定研究開発等計画の認定申請は、今後も当局及び各地方経済産業局において受け付けます。
申請先及び申請様式は、下記アドレスをご覧ください。
◆ <http://www.chubu.meti.go.jp/kikai/kiban.htm>

（お問い合わせ先）
中部経済産業局産業部製造産業課長 岩田
担当：中井
電話：052-951-2724（直通）

特定研究開発等計画【変更】認定申請案件一覧表

番号	指針分野	所在地	申請者名	共同申請者名	研究開発テーマ
1	繊維加工	石川県	創和テキスタイル株式会社	—	高性能炭素繊維織物基材の高効率製織技術開発
2	真空	三重県	株式会社アドウェル	—	冷凍機用新冷媒【HFO-1234yf】&【HFC-32】対応、耐加水分解性に優れた複合化絶縁材料の開発

※所在地は、「主たる研究実施場所」における都道府県名